

新型コロナウイルス感染症に関連して事業所を欠席する場合の
欠席時対応加算及び基本報酬の算定について

利用予定日	令和 年 月 日 (曜日)		
欠席連絡	連絡日時	令和 年 月 日 (曜日)	
	利用者	連絡者 (利用者との関係)	
	事業所対応者		
算定内容 (どちらかに○)	欠席時対応加算		基本報酬
算定における 留意事項	※1 利用者又は家族等支援者から欠席連絡後の支援が不要との意向がある場合は、基本報酬の算定は不可とする。 ※2 通常の欠席時対応加算にかかる相談援助を行い記録した場合には、欠席時対応加算の算定とする。 ※3 算定にあたっては、利用者および支援者に対し、丁寧な説明を行うこと。		
上記の算定を行う場合は、以下の項目を確認し、支援内容を具体的に記載すること。			
訪問・電話等 にて行う確認 事項及び支援	確認 事項	利用者の 健康状態	
		家族等支援者の 健康状態	
		家庭の 状況	
		利用者の 健康管理	
	基本報酬の算定を行う場合は、以下の項目について、具体的に記載すること。		
	支援の方法	訪問 ・ 電話 ・ その他 ()	
提供した 支援	家庭を訪問して行った支援、 家庭で行える代替措置としての本人支 援や課題、生産活動の提供 (提供した支援や課題等の内容、利用 方法等を含め具体的に伝達し、記載す ること)		
提供した 支援	家族等への支援 (利用者へ提供した課題等への確認・ 対応方法等を具体的に伝達し、記載す ること)		
(提供した支援の評価)	評価の実施時期	令和2年 月 日 (曜日)	
※上記に関する評価の実施については、支援の提供の1週間以内に実施すること。			

※適用期間：令和2年5月6日まで（新型コロナウイルス感染症の拡大により、延長する場合があります。）